

## 歴史的建築物再生活用専門家登録について（募集）

金沢市では歴史都市の推進のため、地域の伝統文化を今に伝える歴史的建築物の保全に努めています。現在では歴史的建築物の活用事例が増えてきましたが、依然として活用の計画が進まず、解体に至るものも少なくありません。

このような現状をとらえ当市では、歴史的建築物の活用支援を実施するべく、歴史的建築物の活用に向けた調査提案をおこなう歴史的建築物再生活用の専門家の登録を募集します。

登録を希望される方は、下記担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

金沢市歴史都市推進課 担当：小坂 石川県金沢市広坂1丁目1-1 TEL 076-220-2208 FAX 076-224-5046 Mail <a href="mailto:rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp">rekishitoshi@city.kanazawa.lg.jp</a>
---

登録・実施内容の概要

登録対象者	<p>以下のいずれかに該当し、かつ歴史的建築物再生活用に関する経験及び専門的知識を有する方で、金沢市内での業務に従事可能な方が対象です。</p> <p>①金沢職人大学校修復専攻科を修了した歴史的建造物修復士</p> <p>②石川県ヘリテージマネージャーに登録された者</p> <p>③前各号に掲げる者のほか、その者の知識、技能又は経験に照らし、前各号に掲げる者と同等の能力を有するものとして金沢市長が特に認める者</p>
登録申請	<p>登録を希望される方は金沢市長まで、登録申請書に誓約書を添えて提出してください。</p>
登録決定	<p>金沢市長は申込者を、歴史的建築物再生活用専門家（以下、「専門家」という。）として登録を認める場合は登録台帳に登録し、その内容を申込者に通知します。</p>
登録期間	<p>登録期間は3年とし、期間ごとに更新が必要です。</p>
登録取消	<p>以下のいずれかに該当する場合登録を取消す場合があります。</p> <p>(1) 専門家から登録取消の届出があったとき</p> <p>(2) 登録申請書の内容に虚偽があったとき</p> <p>(3) 当該事業の趣旨に反する行為を行ったと認められるとき</p> <p>(4) その他金沢市長が適当でないと認めたとき</p>
業務内容	<p>・建築物活用基本調査業務（建物概要、破損調査、間取り図作成 等）を金沢市からの依頼に応じて担当していただきます。</p> <p>・金沢市より業務完了後報酬を支払います（3万円を予定）</p>
注意事項	<p>・金沢市は調査建物の所有者との当事者間で発生したトラブルについて一切関与せず、事故等の責任も負いません。</p> <p>・当事業の実施に関して知り得た秘密を、本人の同意なく他に漏らしてはなりません。専門家の登録を取消した後も、また同様とします。</p> <p>・業務の実施に際して営業行為は行ってはいけません。</p> <p>・強引な勧誘等、専門家の信用を傷つけ、または専門家の不名誉となる行為をしてはいけません。</p> <p>・業務の成果物内容は活用支援のための参考資料であり、法規上の判断や、面積等の計測内容について、金沢市は保証しません。</p>